

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020 沿革（略） <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p style="text-align: center;">（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険 （以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（船舶） の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020 沿革（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険 （以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（船舶） の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第1条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p>	
<p>（特約書の終了）</p> <p>第13条 輸出者等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 輸出者等について、特約期間の満了その他の事由により当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について本特約書が終了した場合であっても、第1条第1項に規定する特約期間中に締結された対象契約については、第6条第1項及び第2項を除き、本特約書の定めに従うものとする。</u></p> <p><u>4 本特約書に関し追加特約書がある場合、当該追加特約書についても前項の取扱いを適用する。</u></p>	<p>（特約書の終了）</p> <p>第13条 輸出者等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。</p> <p>2（略）</p>	
<p>第14条～第17条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p>	<p>第14条～第17条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p>	

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">輸出組合理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">輸出組合理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	
<p>附帯別表第1 (略)</p>	<p>附帯別表第1 (略)</p>	
<p>附帯別表第2</p> <p>1 次項に定める貨物（以下「対象貨物」という。）の輸出に係る輸出契約を含む一の契約であって、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に係る代金等の額が輸出契約に係る代金等の額を超えない場合に限る。また、輸出契約のうち対象貨物の代金等の額が輸出契約に係る代金等の額の二分の一以下であるときは、対象貨物に係る部分のみに限る。</p> <p>一 一の契約において輸出契約に係る代金等の額が仲介貿易契約に係る代金等の額と同額かこれを超える場合であって（一の契約に仲介貿易契約が含まれない場合もこれに当たる。）一の契約の契約金額（輸出契約のうち対象貨物の代金等の額が輸出契約に係る代金等の額の二分の一以下であるときは、対象貨物の代金等の額）が次項第1号に掲げる貨物については 円以上のとき、また同項第2号及び第3号に掲げる貨物については 円以上のとき</p> <p>二 一の契約において仲介貿易契約に係る代金等の額が輸出契約に係る代金等の額を超える場合であって、輸出契約のうち対象貨物の代金等の額が次項第1号に掲げる貨物については 円以上のとき、ま</p>	<p>附帯別表第2</p> <p>1 次項に定める貨物（以下「対象貨物」という。）の輸出に係る輸出契約を含む一の契約であって、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に係る代金等の額が輸出契約に係る代金等の額を超えない場合に限る。また、輸出契約のうち対象貨物の代金等の額が輸出契約に係る代金等の額の二分の一以下であるときは、対象貨物に係る部分のみに限る。</p> <p>一 一の契約において輸出契約に係る代金等の額が仲介貿易契約に係る代金等の額と同額かこれを超える場合であって（一の契約に仲介貿易契約が含まれない場合もこれに当たる。）一の契約の契約金額（輸出契約のうち対象貨物の代金等の額が輸出契約に係る代金等の額の二分の一以下であるときは、対象貨物の代金等の額）が次項第1号に掲げる貨物については 円以上のとき、また同項第2号及び第3号に掲げる貨物については 円以上のとき。</p> <p>二 一の契約において仲介貿易契約に係る代金等の額が輸出契約に係る代金等の額を超える場合であって、輸出契約のうち対象貨物の代金等の額が次項第1号に掲げる貨物については 円以上のとき、ま</p>	

新	旧	備考
<p>た同項第2号及び第3号に掲げる貨物については 円以上のとき</p> <p>2 (略)</p>	<p>た同項第2号及び第3号に掲げる貨物については 円以上のとき。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>附表1及び附表2 (略)</p>	<p>附表1及び附表2 (略)</p>	
<p>附帯別表第3 (略)</p>	<p>附帯別表第3 (略)</p>	
<p>附帯別表第4</p> <p>2年以上案件であって、相手国政府若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府若しくは中央銀行を代金等の支払人とするもの</p>	<p>附帯別表第4</p> <p>2年以上案件であって、相手国政府(財政当局に限る。)若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府(財政当局に限る。)若しくは中央銀行を代金等の支払人とするもの。</p>	
<p>附帯別表第5</p> <p>次に掲げる対象契約</p> <p>1 2年以上案件であって、一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもので、日本貿易保険が認めたもの</p> <p>2 2年以上案件であって、次に掲げる要件をいずれも満たすもので日本貿易保険が認めたもの</p> <p>一 当該船舶の用船契約における用船料譲渡契約が締結され、代金等の全部又は一部が当該用船料によって支払われること(代金等の一部の場合、残額の部分が附帯別表第4又は前項に該当するものに限る。)</p> <p>二 用船契約において用船料を支払う者に十分な信用力があること</p> <p>三 当該用船料の譲渡契約が確実に履行できるものであること</p> <p>3 2年以上案件であって、代金等(金利を除く。)の額の100分の50以内の決済が当該船舶(次に掲げる要件をいずれも満たす船舶に限る。)上の第1順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合であって、代金等の残額の部分が附帯別</p>	<p>附帯別表第5</p> <p>次に掲げる対象契約</p> <p>1 2年以上案件であって、一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもので、日本貿易保険が認めたもの。</p> <p>2 2年以上案件であって、次に掲げる要件をいずれも満たすもので日本貿易保険が認めたもの。</p> <p>一 当該船舶の用船契約における用船料譲渡契約が締結され、代金等の全部又は一部が当該用船料によって支払われること(代金等の一部の場合、残額の部分が附帯別表第4又は前項に該当するものに限る。)</p> <p>二 用船契約において用船料を支払う者に十分な信用力があること。</p> <p>三 当該用船料の譲渡契約が確実に履行できるものであること。</p> <p>3 2年以上案件であって、代金等(金利を除く。)の額の100分の50以内の決済が当該船舶(次に掲げる要件をいずれも満たす船舶に限る。)上の第1順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合であって、代金等の残額の部分が附帯別</p>	

新	旧	備考
表第4、第1項又は前項に該当するもの 一～二（略）	表第4、第1項又は前項に該当するもの。 一～二（略）	
附帯別表第6（略）	附帯別表第6（略）	